

湘南ペガサスサッカークラブ 会則

[この会則は、2005年1月1日より施行される]
改3 2006年4月1日一部改訂

第1条 名称

本会は、湘南ペガサスサッカークラブと称する。

第2条 所在

本会は、事務所を代表者宅に置く。

第3条 目的

本会は、以下のことを目的とする。

1. サッカーを通じて会員相互の親睦をはかり、心身の健康を増進する。
2. 本会発祥の趣旨に鑑み、神奈川県立湘南高等学校サッカー部の発展に資すること。

第4条 組織・運営

第1項 本会は、事業運営上、以下の4チームに分ける

1. 40歳以上50歳未満(原則として)の会員から成るチーム
2. 50～54歳(原則として)の会員から成るチーム
3. 55～60歳(原則として)の会員から成るチーム
4. 60歳以上の会員から成るチーム

第2項 大会等における名称は、基本的には各チームとも湘南ペガサスサッカークラブであるが、一部大会並びにクラブ内においては

1. を「湘南ペガサスジュニア」
2. を「湘南ペガサスシニアA」
3. を「湘南ペガサスシニアB」
4. を「湘南ペガサス60」と通称する。

第3項 上記各チームの事業、運営等に関する規約は各チームにおいて定める。

第5条 事業

本会は、各種大会に積極的に参加するとともに、上記目的の達成に資する活動を行う。

第6条 会員・資格

第1項 本会は、サッカーを愛好し、本会の目的に賛同する40歳以上の者を会員とする。

第2項 本会の会員となるためには、3年間以上在籍するクラブ会員3名の推薦を受け、かつチーム代表者による判断の上、クラブ会長の承認を経なければならない。ジュニアチームからシニアチームへ、シニアチームから60チームへの移行については、前所属チームの代表者の申し出により移行先チームの代表者の承認を持って移行を可能とする。

第3項 会員が資格を失うのは、以下の場合とする。

1. 本人の意思による退会。
2. 本会の名誉を損なう、あるいは本会員としてふさわしくない行為や言動により除名されることによる。
3. 規則に定められた期限迄に会費が納入されない場合。

第7条 役員

第1項 本会には以下の役員を置く。

1. 会長 1名・副会長 2名・総務 1名・総務補佐 1名・会計 1名・通信広報 1名
2. 第4条に定める各チームの代表者

2006年度（2006年4月～2007年3月）

名誉顧問	柳川 明信・松本 好且（監査）
会長	牧村 英樹
副会長	藁品 行夫
〃	田部井 徹
総務	田部井 徹（兼務）
総務補佐	横山雅行（ユニフォーム管理責任者）
会計	小杉 溥孝
通信・広報担当	浅倉 泰
湘南ペガサス60代表	山本 豊
湘南ペガサスシニアB代表	阿部 裕
湘南ペガサスシニアA代表	浅倉 泰
湘南ペガサスジュニア代表	元松 経男

第2項 会長は本会を代表し、業務を総括する。

第3項 副会長は、会長が業務遂行不能となった場合、臨時的に会長を代行する

第4項 総務は各チームの代表者をまとめ、各種実務にあたる。

第5項 その他チーム毎で、チーム内役員として渉外・会計・監督を定める。

第6項 役員の任期は、各1年間とする。再選は可能とする。

第8条 議 決

第1項 本会の基本に関わる事項（会則を含む）の決定については、役員会においてこれを行い、総会にて図り承認を得るものとする。

第2項 その他のチーム運営上必要な事項の決定については、会則に反しない範囲で各チームにおいて適切な方法でこれを行う。

第9条 会 費

第1項 会員は各チームで定められた年額会費を納めなければならない。

第2項 会員の年額会費は、毎年情勢に応じて各チーム毎にこれを定める事を可能とするが、原則として10,000円とする。

第3項 会費納入先は所属チーム口座とする。

第4項 チームをまたがって所属する重複会員は本人の申告により、両チームの代表の承認をもって、優先登録するチーム口座に会費を納めるものとする。

第5項 年度途中で新規に入会した者の会費は次の通りとし、入会時に決められた金額を直ちにチームに納めるものとする。

会計年度（4/1～3/末）に合わせて残余期間

10ヶ月以上 10,000円

9ヶ月以上 9,000円

8ヶ月以上 8,000円

↓

3ヶ月以下 3,000円

第6項 クラブの口座は下記の通りとする。

東京三菱銀行 港南台支店（店番号 307）

口座番号 1143028

口座名義 小杉 溥孝（こすぎ ひろたか）

第7項 各チームは会員から徴収された会費総額の10%分をクラブ運営分担金として、クラブの口座に納金する。

第10条 クラブ運営費

クラブの名のもとで行う行事において、クラブとして必要な支払いを遂行する

ために、各チームからの分担金を持って対応する。

第11条 会計年度

活動年度と合わせ、4月1日より3月31日までの1年間とする。

第12条 会計報告

年度末決算状況をクラブ役員会にて報告し、会計監査役の監査と全員の承認をもって監査がなされたものとし、会員全員に開示されるものとする。

第13条 会員への通信手段

1. チーム毎の通信手段にて各代表を通じてそれぞれのチーム員に徹底する。
2. ホームページ（www.shonan-soccer.com）を通じての広報を共有する。

第14条 試合中の非紳士の言動の禁止

試合中の度を越える個人への中傷はお互いに自粛するものとする。目に余る言動に対してはチーム代表より、当人宛厳重に注意をする。再三の注意にも拘らず改善が見られない場合にはクラブに報告の上、クラブ役員会に図り会員としての是非を問うものとする。会員として不適任と判断された場合には本人宛脱会を勧告する。

第15条 年度定例行事

クラブの定例行事として、次の行事を行う。

1. 8月 ペガサスサッカー祭
2. 8月 現役激励会兼ペガサス懇親試合
3. 12月 交流試合および忘年会
4. 1月 蹴球祭（湘南高校グラウンドにおいて初蹴り）
5. 3月 筑波大附属定期戦
6. 3月 交流試合および総会&納会
7. 役員会：6月、10月、2月（年3回予定）

第16条 休 会

1. 怪我・病気・家族の看病などによる中長期にわたり活動が不能の場合、チーム代表の判断にて休会扱いとできる。
2. 中長期の出張、一時的な転勤などにより活動が不能の場合、チーム代表の判断にて休会扱いとできる。
3. 休会者が活動可能となった場合は、チーム代表の判断により直ちに復帰できる。
4. 会費に関しては、休会扱い認定時休会者に対し既払い会費は返金しないものとし、復帰時においては途中新規入会者と同様の会費規定とする。

第17条 雑 則

第1項 本会則に定められていない事項で緊急に決定を要することについては、役員会でこれを行うことができるが、その決定事項は遅滞なく全会員に通達されなければならない。

第2項 各チームの規則はこのクラブ規約に反しない中で策定・運用する。但し、チームの特殊事情により、暫定的な措置を必要とする場合には、クラブの承認をもってチーム規約に記載を条件として可能とする。

第3項 クラブ所有のユニフォームはクラブが管理保管し、各チームが特別な大会出場時に貸し出すものとする。

第4項 クラブ共通の予備ユニフォームの管理について

- クラブ共通の各種予備ユニフォームに関しては本部預かりとし、各チームの必要要請に対し背番号を決定の上、当該チームへ渡すものとする。本部預かりの段階においては本部経費にて負担をし、チーム宛引渡し時にチーム（購入者支払い）より本部宛に費用を支払うこととする。
- ジュニアはユニフォームを60代／シニアと統一できた段階で、同じ管理とする。それまでの間はチーム独自の管理とする。

以 上